

届出により一般病床を設置できる診療所

第五次医療法改正により、平成19年1月1日から診療所の一般病床が病床規制の対象となり、一般病床の設置には知事の許可を要することとなりました。

ただし、医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所については、届出により一般病床を設置できるとされています。

同規定に該当する診療所については、次のとおりです。

(平成25年4月1日現在)

保健医療圏	診療所名	所在地
西和	在宅支援いむらクリニック	大和郡山市田中町728